

## 募集

# 「大正ロマンの館」指定管理者

町では、「大正ロマンの館」の管理・運営を行う指定管理者を次のとおり募集します。



### ■指定管理者が行う業務

大正ロマンの館の管理運営・地域の食や特産物の提供・文化交流の場の提供・地域情報の発信等の各業務。その他町長が認める各業務。

### ■指定管理期間（予定）

平成28年10月1日～平成31年3月31日

### ■申請の方法

- ①募集要項の配付 配布期間：1月4日（月）～25日（月） 配布場所：役場2階 産業振興課
- ②募集説明会 開催日時：1月26日（火）午前10時 開催場所：役場大会議室
- ③申請受付 受付期間：2月1日（月）～19日（金）

※この指定管理者を審査するための公開ヒアリングの日時・場所などについては、広報2月号でお知らせします。

☎ 産業振興課 産業活性化推進室 ☎（42）2115

# ～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、一家の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

## 国民年金のポイント

### ○将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

### ○老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

## 「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

### ○「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

### ○「若年者納付猶予制度」

学生でない30歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

☎ 保健福祉課 国保年金係 ☎（44）2300 内線914

# 「遺魂（いだま）し」「みんなでごみを減らしましょう」 矢吹町の「ごみの現状」と「減量化の取組み」について

## 1. 「ごみの現状」について

現在、矢吹町では「年間5,200トンを超えるごみ」が排出されています。

1人当たり「年間約300kg、1日当たり約800g」  
ごみ処分料「年間約1億6千万円」

町では将来的に、「年間のごみ排出量を10%減らしたい」と考えており、10%のごみを減量できれば「年間約1千6百万円の処分料が軽減」され、有効的な公共事業に使用することができます。

例えば、約1,000m（1km）の現道舗装工事を実施することができます。

そのためには、町民1人ひとりのご協力が必要不可欠になります。



## 2. 「ごみ減量化の取組み」について

### （1）家庭用生ごみ処理機購入補助 「生ごみを減らしましょう」

家庭から出される生ごみの減量とリサイクルの意識向上を目的とし、電気式生ごみ処理機の購入費用の一部を町が補助します。

補助対象者	①矢吹町に住所を有し、かつ居住していること。 ②適切に処理機を管理できること。 ③町税等を滞納していないこと。
対象となる処理機 [1世帯につき1台]	電気式のもので、生ごみを乾燥・分解により減量し、堆肥化して活用できる処理機であること。
補助金額	機械本体価格の2分の1以内の額で、25,000円を限度とします。

※生ごみ処理機を使用することにより、生ごみを約1割にまで減らすことが可能です。

### 【生ごみを少なくするための工夫】

- ・生ごみは、水を切れば約20%は軽くなります。また、一晩置くだけでも乾燥し一層軽くなります。
- ・食材を無駄なく使い、食べ残しを減らすなど、生ごみの発生を少なくしましょう。
- ・材料を無駄なく使い、野菜くずなどの発生を少なくしましょう。
- ・食べられる分だけ作り、盛りつけて食べましょう。食べ残しは、生ごみとして捨てることとなります。
- ・買いすぎ、作りすぎないように食材は必要なものだけ買い、きちんと使い切りましょう。

### （2）資源回収団体奨励交付金事業 「資源物として再利用しましょう」

廃棄物の資源回収を実施する団体に対し、奨励金を交付することにより、廃棄物の再利用を促進し、その減量化及び廃棄物処理施設の延命化を図ることを目的としています。

交付対象者	行政区、子ども育成会、青年会、婦人会、老人会、PTA、スポーツ少年団、ボランティア団体等です。多くの子ども育成会やスポーツ少年団の活動費として活用されています。
奨励金	回収量1kgにつき、5円を乗じて得た額となります。
対象となる資源物	缶類・ビン類・ダンボール・新聞・雑誌



※「家庭用生ごみ処理機購入補助」及び「資源回収団体奨励交付金」については、随時受付していますので、下記までお問い合わせください。

☎ 町民生活課 町民生活係 ☎（42）2114